

損害賠償額の決定に関する  
専決処分の報告について（報告第28号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、令和6年8月6日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年9月19日

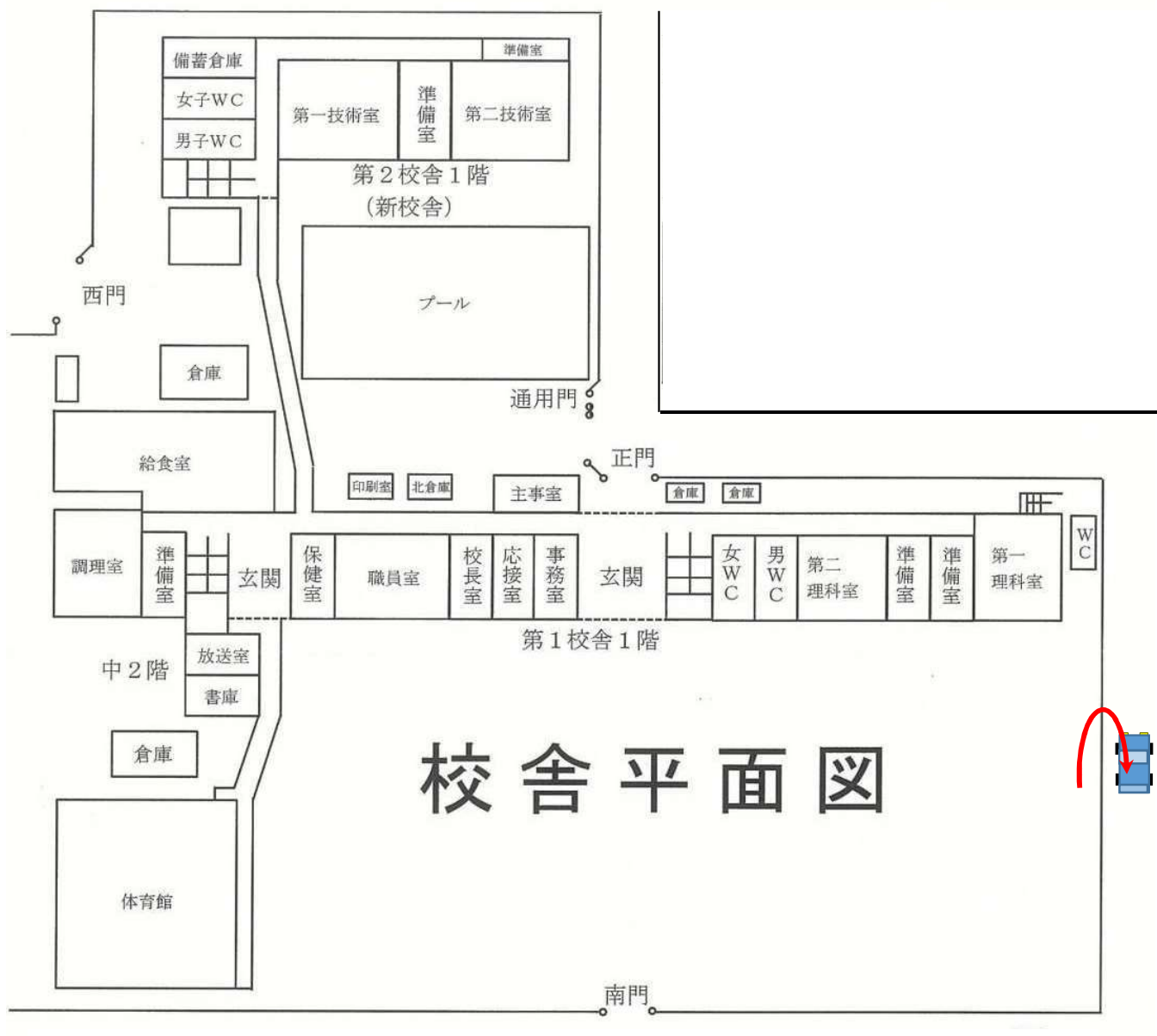
品川区長 森 澤 恭 子

損害賠償額の決定について

- 1 件 名 大崎中学校の部活動中に起きた乗用車の破損事故
- 2 事故の概要 令和6年5月18日大崎中学校の校庭で、野球部の活動中の生徒が打ったボールが、防球フェンスを飛び越え、隣接する道路に駐車していた乗用車に当たり、その一部を破損した。
- 3 損害賠償額 540,705円（修理費）
- 4 相手方 東京都品川区西品川三丁目11番15号



現場見取り図



現場写真

